

# 物 流 費 奨 励 金

## 1. 内容

雲仙市は高速道路のインターから遠いなど交通アクセスが悪いため、生産された物品の輸送費に係る経費の一部に対して3年間奨励金を交付します。

## 2. 対象業種

①製造業 ②その他市長が特に認める事業

## 3. 対象条件

雲仙市内に工場等を新設又は増設し、次のいずれにも該当する者

- ・投下固定資産総額 1億円以上（土地代を除く）
- ・新規常用雇用者 10人以上

（ただし、雲仙市在住者が20%以上又は雲仙市在住者が10人以上）

※製造業のうち食品関連産業の場合

- ・投下固定資産総額 5千万円以上（土地代を除く）
- ・新規常用雇用者 5人以上

（ただし、雲仙市在住者が20%以上又は雲仙市在住者が10人以上）

### 【社内輸送の場合】

有料道路通行料、島原半島を発着するフェリーの航送運賃 100万円以上

### 【社外輸送の場合】

市内に本社、営業所がある道路貨物運送業に支払った輸送費 500万円以上

## 4. 奨励金額

### 【社内輸送の場合】

有料道路通行料、島原半島を発着するフェリーの航送運賃の合計額の50%

### 【社外輸送の場合】

市内に本社、営業所がある道路貨物運送業に支払った輸送費の10%

限度額 6百万円（単年度の限度額2百万円）

※社内・社外併用輸送の場合、いずれかの適用基準を満たすこと。この場合、社内・社外それぞれの方法で算出し、その合計額を奨励金額とします。

## 5. 交付方法

- ・事業開始から1年経過後、新規雇用者が1年以上勤務かつ引き続き雇用されているかを確認したうえで交付します。
- ・交付期間は3年間とします。